

【農林水産関係者、現場の指導者に対する普及啓発・人材育成】

(担当局：大臣官房)

1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）	
<ul style="list-style-type: none">○ 農林水産業者、都道府県の普及指導員やJAの営農指導員等が活用できる、農業の現場において新たに開発された技術・ノウハウの「知的財産」としての取扱いに関する基本的な考え方をとりまとめた「農業における現場における知的財産取扱指針」を平成19年8月に策定し、広く関係者に説明・普及を図った。○ 農林水産分野の関係者（地方公共団体の行政担当者及び研究者、生産者団体、生産者、関係企業）を対象に、農林水産分野における知的財産に関する研修を実施した（全国3カ所）。○ 農林水産分野における知的財産をわかりやすく説明した初級パンフレットに加え、農林水産現場で指導的立場を担う者を対象にした中級パンフレットを作成し、関係機関等に配布を行うとともに、ホームページを活用して普及を図った。○ 地方農政局等に農林水産分野の知的財産相談窓口を平成19年12月に設置するとともに、経済産業省の地方経済産業局等と連携し、相談に速やかに対応できる体制を整備した。○ 地方農政局等と経済産業省の地方経済産業局等が連携し、地域ブランド化等に関する知的財産セミナーを共催した（全国3カ所）。	
2 課題	
<ul style="list-style-type: none">○ 農林水産関係者について、研修対象ごとの役割を明確化し、人材育成全体の基本的考え方の下で普及啓発・人材育成を効率的・効果的に実施していく必要。○ 農林水産関係者の知的財産に関する習得環境を更に整備するため、経済産業省や知的財産専門家との連携をより深める必要。	
3 今後の予定（平成20年度）	
<ul style="list-style-type: none">○ 20年度の新規事業「農林水産分野知的財産人材育成総合事業」により、事業検討委員会を立ち上げ、対象毎の役割、対象別の研修方針、研修内容等を検討。○ 経済産業省、知的財産専門家との連携を更に進め、習得環境を整備。○ 引き続き、全国で積極的に研修・セミナーを開催し、普及・啓発を推進。	
4 主要スケジュール	
20年4月	農林水産分野知的財産人材育成総合事業の実施団体の採択
20年4月以降	研修・セミナーを全国で実施

【普及指導員に対する普及啓発・人材育成】

(担当局：経営局)

<p>1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）</p>
<ul style="list-style-type: none">○ 普及指導員（農業）を対象とした、育成者権等の知的財産権に係る専門的な知識や活用戦略、権利化支援方策、権利侵害対応、植物の特性調査等に関する知的財産専門研修を実施（全国4ヵ所）。○ 普及指導員（農業）の知的財産に関する活動を支援するための相談窓口（(社)全国農業改良普及支援協会の普及情報ネットワークシステムを活用し、知的財産に関する各種情報提供や普及活動の際に生じた質問に対して専門家からの回答等を実施）を開設（7月～）。○ 普及指導員（農業）資格試験（国家試験）への知的財産に関する項目の導入について、普及指導員資格試験委員会にて有識者等の意見を聴取。
<p>2 課題</p>
<ul style="list-style-type: none">○ 関係者に対し研修等の積極的な活用を働きかける。
<p>3 今後の予定（平成20年度）</p>
<ul style="list-style-type: none">○ 引き続き普及指導員（農業）を対象とした知的財産専門研修を実施するとともに相談窓口を運営。○ 普及指導員資格試験実施要領を改正（平成20年3月24日）し、平成20年度普及指導員（農業）資格試験（国家試験）に知的財産に関する項目を導入する。
<p>4 主要スケジュール</p>
<ul style="list-style-type: none">○ 平成20年3月24日に、普及指導員（農業）資格試験（国家試験）への知的財産に関する項目の導入について公表。○ 普及指導員（農業）を対象とした知的財産専門研修を引き続き実施。

【普及指導員に対する普及啓発・人材育成】

(担当局：林野庁)

1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）
<p>平成19年度の林業普及指導員研修において、農林水産業における知的財産の保護・活用等に関する講義を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none">・林業普及指導員新任者研修（5月28日）・林業普及指導員一般研修（8月27日）・林業普及指導員専門研修[特用林産]（12月13日）
2 課題
<p>現場での技術やノウハウの発掘・創造・保護の促進を図るため、林業普及指導員、森林所有者等の知的財産に対する認識を高める必要がある。</p>
3 今後の予定（平成20年度）
<p>(1) 林業普及指導運営方針の改正 林業普及指導活動のあり方を定めた運営方針（長官通知）を一部改正し、知的財産の保護・活用に配慮した普及指導活動の展開が図られるよう誘導する。</p> <p>(2) 平成20年度に実施予定の林業普及指導員研修において、現場での技術やノウハウの発掘・創造・保護の促進に関する研修を行う予定。</p>
4 主要スケジュール
<ul style="list-style-type: none">・「林業普及指導運営方針」の一部改正（4月）・林業普及指導員新任者研修（5月）・林業普及指導員一般研修（9月）・林業普及指導員専門研修[林産]（12月）・林業普及指導員専門研修[林業経営]（平成21年1月）

【普及指導員に対する普及啓発・人材育成】

(担当局：水産庁)

1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）
平成19年7月と10月に水産業普及指導員研修会において、水産業にかかる知的財産に関する研修を実施した。
2 課題
現場での技術やノウハウの発掘・創造・保護の促進を図るため、普及指導員、漁業者、漁協職員等の知的財産に対する認識を高める必要がある。
3 今後の予定（平成20年度）
平成20年7月と10月に開催予定の水産業普及指導員研修会において、現場での技術やノウハウの発掘・創造・保護の促進に関する研修を行う予定。
4 主要スケジュール
平成20年7月と10月に水産業普及指導員研修会を開催予定。

知的財産で農林水産業に付加価値を！
～農林水産省知的財産戦略の考え方～

(参考)

農林水産業・食品産業をめぐる状況

経済のグローバル化と競争の激化
我が国の農林水産業の担い手の減少
地球温暖化、気候変動、人口増加による
食料難など、新たな課題

「知的財産」は、
付加価値の創造
産業の高度化
新しい課題への対応
を可能とするものであり、
今後ますます重要に。

農林水産業・食品産業の競争力強化と地域活性化の
ためには、「知的財産」を継続的に生み出し(創造)、そ
れを経済的価値につなげていく(活用)ことが必要。

農林水産分野の「知的財産」

- ・植物新品種
- ・動物等の遺伝資源
- ・農林水産業の技術・ノウハウ
- ・機能性食品の製造技術
- ・農産物、地域食品等の商標、ブランド等

戦略のポイント

概ね3年間で実施すべき施策をとりまとめ

研究、生産現場、海外の各分野で知的財産(新しい価値)の創造と活用を戦略的に実施。
付加価値のあるもの、新たな産業分野の開拓
価値の創造・活用を進めるために必要な以下の施策についても推進。

- ・適切な保護の制度や体制の整備
- ・農林水産分野の知的ストックを「知的財産」と認識する意識改革

農林水産省知的財産戦略における主な施策

創造・活用

研究・技術開発分野

目標: 新たな需要開発による市場規模を22年度までに700億円程度に
ゲノム情報を活用した新品種を22年度までに50件程度創出

研究開発を活用した新需要・新産業創出

機能性食品やバイオマス燃料等新食品・新素材の新たな需要創造につながる研究成果を、企業との共同の実用化研究、事業化に必要な施設整備等への支援により、実用化・事業化を推進

遺伝子特許の取得と新品種創出や育種改良の促進

新品種の保護制度のない家畜については、遺伝子特許の取得を促進し、これを活かした育種改良で価値の高い食用種を育成

また、イネ、ダイズ、野菜等について、有用遺伝子の機能解明・特許化を活用して減農薬栽培用品種、高バイオマス品種等を育成

研究ニーズの発掘と研究成果の実用化促進

(1) 農林水産知財ネットワーク（仮称）の構築

大学、中央・地方の農林水産分野の試験研究機関等約8割の参画を目指したネットワークを構築し、各々の特許・研究成果の情報を一元化して相互活用による実用化を促進

(2) 新分野開拓に向けた連携強化

医療や工業等他分野を含めた需要開拓のため、研究機関に外部専門家を活用した「リエゾンオフィス」を設置し、共同研究や実用化・商品化を促進

生産現場・農山漁村

目標: 生産現場における技術・ノウハウを活かした生産、地域ブランド形成の促進

生産者や現場の指導者のための知財取扱指針作成
現場の農林水産業者や指導者が現場の技術・ノウハウ等の知財を発掘・創出・実用化・保護のための指針を作成し普及
地域資源の発掘、再認識によるブランド化・事業化の促進

- (1) 身近な景観や食文化等地域資源の再発見・活用
企業等の地域活動への参画支援、郷土料理百選の実施等
- (2) 地域ブランド化への支援
成功事例の収集・分析、アドバイザー派遣等

海外

目標: 輸出拡大に向けた日本ブランドの醸成

日本ブランド対策

和牛、日本産果実の統一マークを策定、貼付し、輸出を促進。

保護

育成者権

目標: 品種・商標等知財保護の強化

権利侵害への対応強化

- ・DNA識別鑑定能力の向上
- ・侵害対応に備えた全登録植物品種の保存体制構築

海外での育成者権保護強化

東アジアでの植物品種保護制度の共通の基盤の構築のため、制度調和、技術協力、人材育成を推進する「東アジア植物品種保護フォーラム（仮称）」の設置を提唱

海外での侵害に関する相談窓口の設置

海外の市場や知的財産保護制度に係る情報提供支援、商標権侵害等の相談窓口設置 等

普及啓発・人材育成

目標: 知財関係支援・相談に対応できる指導的人材を3年間で1000人程度育成

農林水産業者・研究所・普及指導員等における意識啓発、知識の普及